

2026 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社コンフィデンス・インターワークス

代表者名 代表取締役社長 澤嵜 宣之

(コード番号：7374 東証グロース)

問合せ先 取締役兼執行役員 管理管掌 永井 晃司

(TEL. 03-5312-7700)

当社グループ従業員等に対する譲渡制限付株式報酬制度及び 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員、当社子会社の取締役及び当社グループの委任型執行役員（以下「対象従業員等」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下あわせて「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的及び経緯

当社は、2025 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け制度」といいます。）の導入を決議し、2025 年 6 月 23 日開催の第 11 回定時株主総会における承認を経て、同制度を運用しております。2025 年 5 月 20 日付「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社は、役員向け制度と同様の制度を当社グループの執行役員、一部従業員及び子会社役員に対しても導入することを検討してまいりました。

今般、当社の中核的な人材である対象従業員等に対しても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、あわせて優秀な人材の確保及び定着（リテンション）を図ることを目的として、本制度を導入することといたしました。

なお、本制度は当社の取締役に対する報酬として実施するものではないため、会社法第 361 条に基づく当社の株主総会の決議を要するものではありません。当社子会社の取締役に対する付与に関しては、必要に応じて、当該子会社において所要の手続を行います。

2. 本制度の概要

本制度において、対象従業員等は、当社取締役会の決議に基づき支給される金銭報酬債権（賃金債権を含みます。以下同じ。）の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の割当て又は交付を受けます。各制度の概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限付株式報酬制度（RS）

対象従業員等に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を現物出資させることで当社普通株式を交付し、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

① 役務提供期間

2026 年 10 月 1 日から 2030 年 6 月 30 日までとします。

② 譲渡制限期間

対象従業員等は、譲渡制限付株式の払込期日から、2030 年 6 月 30 日以降で当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失する日までの期間、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

③ 譲渡制限の解除

対象従業員等が役務提供期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。

④ 役務提供期間中の退職等の取扱い及び本割当株式の無償取得

対象従業員等が役務提供期間の満了前に上記②のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、原則として、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得します。ただし、定年退職、会社都合による退職、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由による退任又は退職の場合には、在籍期間が役務提供期間に占める割合等に基づく合理的な範囲内で本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社が当然に無償で取得します。このほか、譲渡制限付株式割当契約に定める一定の非違行為等の事由に該当した場合には、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得します。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項の効力が生じる場合には、当社は、取締役会の決議により、組織再編等の効力発生日に先立ち、在籍期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について譲渡制限を解除することができ、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得します。

（２）業績連動型株式報酬制度（パフォーマンスシェア・ユニット、PSU）

対象従業員等に対し、あらかじめ当社取締役会が定める業績評価期間中の評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を現物出資させることで当社普通株式を交付し、あわせて交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を支給するものです。

① 業績評価期間

役員向け制度における評価期間（2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期まで）のうち、本制度の導入時点で決算が確定している 2026 年 3 月期を除いた、2027 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの 4 事業年度とします。

② 評価指標及び権利確定条件

役員向け制度と同一の評価指標（株式報酬費用控除後連結営業利益）及び同一の水準に基づく段階的な権利確定割合を適用し、その詳細は対象従業員等に交付するユニット付与通知書において定めます。

③ 株式の交付

対象従業員等への当社普通株式の交付は業績評価期間終了後に行うため、本日時点では、交付す

るか否か及び交付のための金銭報酬債権の額のいずれも確定しておりません。当該交付に係る株式の発行又は自己株式の処分については、業績評価期間終了後の取締役会決議により決定し、その時点で改めてお知らせいたします。なお、業績評価期間中に対象従業員等が正当な理由により退職等した場合又は新たに対象者となった場合には、在籍期間等を踏まえて交付株式数を合理的に調整します。

3. 今後の予定

譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の割当て（自己株式の処分）の詳細（割当株式数、処分価額、割当予定先等）については、当社取締役会において決定次第、お知らせいたします。

以 上